

しめ縄を作ろう！

と き 12月25日（日）
午後1時30分～3時30分
と ころ 交流会館（宮前町）
対 象 どなたでも
内 容 しめ縄作り名人の指導により、正月用のしめ縄を作ります。
定 員 20家族（先着順）
参加料 1家族につき500円
申し込み **問** 12月10日（土）から22日（木）までに①住所②参加者全員のお名前③電話番号を記入の上、FAX、郵送または電子メールで次へ
NPO法人チョロギ村事務局
〒621-0242 亀岡市宮前町神前障子11
TEL26-5593、FAX26-5593

電子メール
s.mori@nike.eonet.ne.jp
（市民力推進課）

事業主の皆さんへ 総括表と給与支払報告書の提出について

平成29年度（28年分）から、総括表および給与支払報告書にマイナンバー（個人番号または法人番号）の記載が必要となります。それに伴い、給与支払報告書などの大きさがA6サイズからA5サイズに変更されていますので注意してください。

なお、総括表については、亀岡市から指定総括表が送付されている（12月上旬送付予定）事業主はそちらを使用してくだ

さい。
提出期限 地方税法の規定により1月末日となっておりますが、事務処理の関係上、恐れ入りますが1月20日ごろまでに提出してください。ご協力をお願いします。

個人事業主の皆さんへ

給与支払者が個人事業主の場合は、なりすまし防止のため番号法に基づく本人確認をいたします。事業主の「個人番号カードの両面の写し」もしくは「個人番号通知カードの写しと運転免許証等の写し」を添付して提出してください。

問 市役所1階税務課（9・10番窓口）TEL25-5012
（税務課）

**「平成28年社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されています
～年末調整・確定申告まで大切に保管を～**

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です）。

この社会保険料控除を受けるためには、納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

このため、平成28年1月1日（金・祝）から9月30日（金）までに国民年金保険料を納付された人には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（はがき）が、11月上旬に日本年金機構から送付されていますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

※10月1日（土）から12月31日（土）に今年初めて保険料を納付された人には、平成29年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

【問い合わせ】

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤルへ電話してください。

○ねんきん加入者ダイヤル（平成29年3月15日（水）まで）

TEL0570-003-004（ナビダイヤル）

※自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。

050から始まる電話でおかけになる場合は、TEL03-6630-2525へおかけください。

【専用ダイヤル開設期間：11月1日（火）～平成29年3月15日（水）】

・月～金曜日 午前8時30分～午後7時

・第2土曜日 午前9時～午後5時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

問 市役所1階市民課国民年金係（4番窓口）TEL25-5020、FAX25-5021

（市民課）

乳がん・子宮頸がん個別検診を受診しましょう！ 12月22日（木）まで **問** 保健センター TEL25-5004